

報 道 機 関 各 位

青森県農林水産部林政課長
(公 印 省 略)

「建築物における青森県産材利用促進協定書」交換式について

株式会社青森みちのく銀行、青森県木材協同組合と「建築物における青森県産材利用促進協定」を締結し、協定書の交換式を開催しますので、取材してくださるようお願いいたします。

記

1 日 時

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 1 1 時 3 0 分 ~ 1 1 時 5 0 分

2 場 所

県庁南棟 2 階 第 3 応接室

3 出席者

株式会社青森みちのく銀行	取締役常務執行役員	木立 晋
青森県木材協同組合	理事長	島 英樹
青森県	副知事	小谷 知也

4 協定の内容

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、脱炭素社会の実現や森林資源の循環推進などを目的に、事業者と木材供給者が県と協同・連携し、建築物における県産材の利用を促進するもの。

なお、今回の協定は、県が締結する初めての事例。

報道機関用提供資料	
担当課	農林水産部 林政課 林産振興グループ
担当者	GM 穂元 弘文
電話番号	直通 0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 1 7 内線 4 8 5 3
報道監	農林水産部 次長 及川 正顕 内線 4 9 6 6

建築物における青森県産材利用促進協定書の概要

1 概 要

この協定制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」に基づき、脱炭素社会の実現や森林資源の循環推進などを目的に、事業者と木材供給者が県と協同・連携し、建築物における県産材の利用を促進するもの。

なお、今回の協定は、県が締結する初めての事例。

2 協定締結者

- ① 事 業 者：株式会社青森みちのく銀行
- ② 木 材 供 給 者：青森県木材協同組合
- ③ 地方公共団体：青森県

3 協定期間

協定締結日から令和13年3月31日まで

4 協定の内容

- ① 株式会社青森みちのく銀行
 - ・ 自社の店舗等の整備にあたり、店舗の内外装や什器等の備品類に県産材を活用
 - ・ 銀行の利用者等に県産材利用の意義やメリットについて情報発信
- ② 青森県木材協同組合
 - ・ 株式会社青森みちのく銀行による店舗等の整備にあたり、県産材を供給
 - ・ 株式会社青森みちのく銀行による店舗等の整備で利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について情報発信
- ③ 青森県
 - ・ 株式会社青森みちのく銀行及び青森県木材協同組合に対して、県産材利用の技術的助言や情報提供
 - ・ 株式会社青森みちのく銀行及び青森県木材協同組合の取組の情報発信

（参考）

建築物木材利用促進協定（地方公共団体）の実績（令和7年7月31日現在）

全国 174件 うち県内 1件

※ 県内事例

青森ねぶた祭りにおける地域材利用促進協定

（令和7年4月18日締結：青森ねぶた関係者一同、青森県木材協同組合、青森市）